

輪島市監査公表第 11 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成23年2月22日

輪島市監査委員 向 憲 龍



輪島市監査委員 坂 下 幸 雄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年1月28日（金） 市立輪島病院

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から11月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○市立輪島病院は、医療従事者の確保、患者負担未収金対策に尽力され経営効率化を目指し、問題解決のため協力して業務に取り組んでいることが認められる。「市立輪島病院改革プラン」によれば、職員の意識改革は低いという自己評価であったが、職員間の協力体制をより一層高めていっていただきたい。今後とも、公営企業として公共性と経済性の両立を図り、地域の中核病院として医療連携体制を築きながら、市民に信頼される病院経営に努力されることを強く望むものである。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①患者負担未収金について

患者が負担すべき医療費の滞納は、近年、全国的にも社会問題化している。市立輪島病院においては、地域の医療拠点としての公立病院という位置づけから、医療費を滞納しながらも受診する患者等さまざまな事情を持った住民の診療も行なう必要があり、未収金対策が問題となっている。そのような状況の中で、滞納者に対しては、電話や文書での督促、個別訪問による対応をとっているとのことである。

未収金の解消は、負担の公平のみならず、病院事業の安定的経営や財政の健全化にとっても重要であり、まず現年度分が未収金とならないように今後とも連携と工夫により未収金の解消に取り組まれない。

②出張命令について

職員の自家用車を公務に使用する場合は、「輪島市自家用車の公務使用に関する規程」に基づく手続きが必要となるが、出張のため使用する際に必要な「自家用車公務使用承認申請書」の総務課への提出をせずに出張したケースが数件認められた。今後このような場合は、規程に則り正しい届出書類の提出をするように改めていただきたい。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年1月28日（金） 水道課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から11月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○水道課では、安心して安全な水道水の供給のため、給水収益や事業収益の増収を目指しており、建設改良事業においても施設の更新や給水区域の拡大に努めていることが認められる。また、輪島浄水場をはじめとして、施設の耐震化対策を計画的に行なうことは重要である。

○給水量については、景気低迷等の理由により事業用が減少している。また、一般用は、昨年は夏場の需要が伸びたことにより増加しているが、今後は節水意識や節水型電気機器の普及などにより使用水量が減少することが予想され、この傾向が当分続くと思われる。そのため、長期展望に立った計画的、効率的な企業経営に意を注ぎ、更なる経費の節減と収益の確保に努め、より一層円滑な事業運営体制の確立を図られたい。

なお、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①未収金について

未収金については、過年度分未収金（1年以上の滞納分）は増加傾向にある。まず、現年度分が未収金とならないように努め、未納者に対する納入相談の受付、指導により円滑な収納に繋がるよう強く願います。